

平成28年4月26日

答申第695号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「① 未収契約件数に含めている未収契約の内容（特に受信料収入の決算書計上分と未計上分の関係がわかる文書）、② 中期経営計画（平成27～29年度）の未収契約件数に対応する未収受信料の金額、③ 中期経営計画において、未収契約件数が減少しながら簿外未収受信料が増加する要因や理由」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち①は開示したが、②は開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、③は文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

当該視聴者の開示の求めにある「未収契約件数」は、1年以上連続して未収となっている契約者（以下、未収者）の総数である未収数であり、また「未収受信料」および「簿外未収受信料」は、未収期間が1年以上の債権である未収額であるとそれぞれ解するが、未収者が請求された受信料の一部または全部を支払えば未収数は減少するものの、その支払方法は一括支払いや分割支払いなど様々であるため、未収数に対応する未収額をあらかじめ見込むことができず、②については算出していない。また、③については未収額が増加する傾向にはない。したがって、再検討の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年3月22日（第236回審議委員会）第705号諮問、審議
4月26日（第237回審議委員会）審議、答申